

岩手県告示第569号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年6月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年6月4日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社小山建設
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市川崎町薄衣字久伝41番地5
    - ウ 代表者の氏名 小山裕昭
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第664号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月3日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年6月4日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社堀切
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町谷地45番地1
    - ウ 代表者の氏名 谷地正三
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第3615号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月2日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年6月4日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社サーパー東北
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市青山二丁目11番17号
    - ウ 代表者の氏名 坪谷順二
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第20378号
  - (3) 処分の内容 さく井工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年5月31日付けでさく井工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。